

# 白岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

白岡市生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、本条例を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第2条及び第7条関係

所要の文言整理を行うものである。

### (2) 第17条～第30条関係

白岡市生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する規定や、指定のための手続き、利用料金の取り扱いなどを定めるための、所要の改正を行うものである。

## 3 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び第7条の改正規定は公布の日から、第2条第2号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

### (2) 準備行為

改正後の白岡市生涯学習センター条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の規定の例により行うことができる旨定める。

### (3) 経過措置

指定管理者に白岡市生涯学習センターの管理を行わせるときは、施行日前に施行日以後の利用等について教育委員会がした利用の許可その他の処分等は、施行日以後における改正後の条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分等とみなす旨定める。